

許可基準の適用関係(○印適用, ×印不適用, △開発行為の目的に照らし判断)

技術基準	建築物		第一種特定工作物		第二種特定工作物	
	一般	自己用	一般	自己用	一般	自己用
1. 用途地域適合	○	○	○	○	○	○
2. 道路等空地	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○
3. 排水施設	○	○	○	○	○	○
4. 給水施設	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○
5. 地区計画等	○	○	○	○	○	○
6. 公共公益施設	○	△	○	△	△	△
7. 防災安全施設	○	○	○	○	○	○
8. 災害危険区域	○	×	○	×	○	×
9. 樹木・表土 (1ha以上)	○	○	○	○	○	○
10. 緩衝帯 (1ha以上)	○	○	○	○	○	○
11. 輸送施設 (40ha以上)	○	○	○	○	○	○
12. 資力・信用	○	居住用 × 業務用小 × 業務用大 ○	○	小規模 × 大規模 ○	○	小規模 × 大規模 ○
13. 工事施工者	○	居住用 × 業務用小 × 業務用大 ○	○	小規模 × 大規模 ○	○	小規模 × 大規模 ○
14. 権利者同意	○	○	○	○	○	○

※ 業務用小、小規模→1ha未満、業務用大、大規模→1ha以上

※ 自己用と自己用外の区分

自己用と自己用外の区分は、許可基準の適用条項・手数料の算定等に重要な意義を有するが、その取扱いは、次のとおりである。

1 自己用とされるもの

ア 自己の居住の用

自然人に限る。会社の従業員宿舎は含まれない。

イ 自己の業務の用

継続的に自己の業務に係る経済活動を行うもの（例：ホテル、旅館、組合員の事業用共同施設、従業員用福祉厚生施設）は該当する。分譲賃貸住宅、貸事務所・店舗は含まない。

2 自己用外とされるもの 前記1に含まれないもの

3 自己用と自己用外が混在している場合の取扱い

自己用外が著しく小さい場合を除き原則として自己用外として取り扱う